

令和 8 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和8年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月21日(水) 午後2時54分から午後4時05分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

安形博教育長 伊藤雅朗教育長職務代理者 青山芳子教育委員
原田真弓教育委員 鈴木志保教育委員 夏日真治教育委員

4 説明のため出席した職員

| | | |
|-----------|-----------|------------|
| 原田教育部長 | 大藏教育総務課長 | 菅野学校給食課長 |
| 安井学校教育課長 | 河口生涯共育課長 | 中村生涯共育課参事 |
| 湯浅生涯共育課参事 | 浅井生涯共育課参事 | 杉浦学校給食課副課長 |

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 令和7年11月開催定例会の会議録について

日程第2

(1) 教育長報告

日程第3

(1) 議案

ア 熱中症特別対策について

イ 令和8年度学校給食費について(学校給食課)

日程第4

(1) 報告事項

ア 新城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について(学校教育課)

イ 行事・出来事(1月、2月)について

閉 会

○職務代理者

ただいまから令和8年1月新城市教育委員会定例会議を始めます。

日程第1 (1) 令和7年11月開催定例会の会議録について

○職務代理者

日程第1、令和7年11月開催の定例会の会議録について、会議録の内容についてご質問などがありましたらお願いいたします。

会議録について承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○職務代理者

挙手多数ですので、会議録については承認といたします。

日程第2 (1) 教育長報告

日程第3 (1) 協議事項

○職務代理者

続いて、日程第2、教育長報告。

教育長、よろしくお願ひいたします。

○教育長

お願いします。まず初めに、事務局の職員の皆様、大幅に時程が遅れまして申し訳ありません。

資料は、1月9日に行われた校長会議で説明したものです。今、私の中にある案を校長先生方、そして市長をはじめ市の職員、そして今日初めて教育委員の皆様、いろいろなところに示してご意見を伺って、令和8年度の子どもの命を守ることに繋がっていきたいと考えています。2005年から2020年まで16年の間に全国で27人の小学生、中学生、高校生が熱中症で亡くなっています。その7割から8割はスポーツをしている途中で熱中症により亡くなったというものです。該当としては少ないかもしれませんが、登下校の熱中症対策が心配されますので、新城市独自で熱中症特別対策を講じてはどうかという案です。近いところというと豊田市、梅坪小学校の小学1年生の児童が平成30年に校外学習で帰ってきて、冷房がない部屋にいて、その後数時間たって亡くなった。2年前に山形県米沢市でバレー部の女の子が部活動を終わって、それも10時半ぐらいに終わったんですが、帰っていく途中で亡くなってしまった。今、管理が行き届いていようが、いまいが、熱中症により本当に命に関わる事が起こる。私たちもこの仕事をしていて、子どもの命をもし守れないとしたら熱中症であると考えています。教育委員の皆様にもそのようなご指摘を受けていましたので、一案としてお読みいただければと思います。四角枠のところだけ強調しておきたいとします。前日の18時までに学校からt e t o r uで保護者に連絡します。②下校時において暑さ指数(WBGT)が33を上回ると予想される場合、下校を見合わせ、児童生徒は学校内の冷房がある教室で待機します。当日の14時までに学校からt e t o r uで保護者に連絡します。③夏季の下校時には、児童生徒に凍結したネッククーラーを渡します。その後、右側に課題①②③を、先ほどの①②③に準じて挙げておきました。まず、予想最高気温37度というのは、新城市の予想最高気温。それも今のところ私が知っている情報だと前日の5時、11時、17時に予想最高気温は示されるとなっておりますので、17時の予想最

高気温に基づいて、それが37度C以上あれば、すぐ市内19校に流して、明日は休校となります。給食提供停止については、フードロスができるだけ少なくしたい。学校給食課長に聞いたところ、早ければ早いほどいいと。前日午前11時までにもし決定できれば、フードロスはかなり防げるということも聞いております。保護者には18時までの通知なんですけれども、ひよっとしたら内々では、できるだけ早期に決定をして次の日に備える。フードロスをできるだけ少なくした形で備える。ただ、一番優先したいのは子どもの命を守ることで、そこは見落とさないようにしたいと考えています。学校が開かれていないときには、児童クラブは開設しないということなんですけれども、この場合は少し状況が違うかなと思っています。学校があります。小学校低学年あるいは特別支援学級に在籍する児童生徒については、学校でお預かりしますということをおたたく必要があると思います。そうすれば保護者の方が、あるいは、おじいさん、おばあさんが学校まで送ってくだされば、8時から3時とか、そういう形でお預かりする。あるいは児童クラブを契約している方ならば、それ以降は児童クラブで預かっていただく。そういうことができればと思っています。次に、作手小学校、作手中学校です。私が令和元年に学校教育課長として市内全域の暑さ指数、WBGTを計測しました。やっぱり作手と旧鳳来町の巢山だけは別格です。なかなか31以上にならない。ということは、熱中症対策においては軽視してはいけないけれども、休校にするっていうことはしなくてもいいと作手小中については考えています。その分、凍結が心配されるし、ひよっとしたら今週末だって雪が積もって、学校へ通うことに支障を来す可能性もあります。大雨あるいは台風による倒木等も考えられます。そういったところで熱中症に対する、この特別対策は、作手小中については除外してもよいと考えます。

課題②市内にはスクールバス通学の児童生徒がたくさんいます。そういったところが対応ができるかどうか。つまり、学校によっては学校複数のバスを持っていて、バスで全部連れて来られる、そういう学校もありますので、そういった学校は休校にしなくていいのかもしれませんが。電車通学児童生徒も駅から5分、10分で通えるってことであれば必要ないのかもしれませんが。そのあたり各学校で検討してもらっています。あと、学校至近に在住の場合も含めて、自転車通学は熱中症が十分考えられますので、15分、20分かかるようであれば、きちっと対応したほうがいいと考えています。保護者の迎えですが、基本的には午後4時ぐらいに下校するという例が多いと思いますが、午後4時を過ぎても、それほどWBGT変わりません。ですので、一旦発令したら、学校まで保護者に迎えに来ていただく。そのほうがいいと考えています。

最後、課題③ですが、これについては地域自治体で4校については、令和8年度から冷凍庫を購入することで計画を立てています。私としては作手小中を除く17校全部に冷凍庫が必要だと考えていますがその予算措置と、その後の運営、例えば、ネッククーラー全校児童分を入れることも考える必要があると思います。

次は、保護者通知文です。お読みください。令和7年度、本年度の場合、実質37度に達したのは7月6日、37度3分。ちなみに、この日は日曜日でした。8月4日、37度を超えた日があります。今年は、9月は37度を超えた日はありませんでした。予想と結果と違うわけなんですけれども、こういった頻度です。暑い年であれば、二、三日休校ということも考えられます。授業時数が減る。それでも構わないと思っています。場合によっては、あまりにも減るようであれば、例えば、12月の冬休みを若干終業式を遅くするという形で補うことを考えています。

以上、提案とさせていただきます、教育長報告とさせていただきます。

○職務代理者

教育長報告を含めて、協議事項、アの熱中症特別対策に入ってまいりたいと思います。

○教育長

お願いします。

○職務代理者

事務局からさらに付け加えありますか。よろしいですか。

それでは、熱中症特別対策についてのご意見を委員の方よろしくお願いします。

○教育委員

ちょっと質問なんですけれども、千郷校区でバスが運行してると思うんですが、聞いた話によりますと大野田の地区に住まわれてる方が、子どもさんが学校に行くのにバスが使えず、片道30分ぐらい歩かなければいけないので、ちょっと大変だというのを人づてに聞いたんですけれど、その辺のところはどうなっているのかお聞きしたいのですが。

○教育総務課

市としてのスクールバスのバスの補助金で豊鉄さんとか、ほかの学校ですとSバス等ありますけども、一応市のほうで指定した行政区プラス学校さんの、例えば、臼子で、これは何年も前にゴルフ場の下の道が交通量が多くて、渡るのが危険だということで、臼子の一番上のほうの子がバスになったっていう経緯もありますので、一概に行政区で区切っているわけではないんですが、各学校にやはり学校長の面談でいくと40分、45分歩いてくる子はいますということで、そういう情報も入っております。地区としては、行政区で区切っています。

○職務代理者

よろしいですか。

○教育委員

はい。

○職務代理者

はい。どうぞ。

○教育委員

質問と教育長に一つお伺いですけど、課題②でバス通学、電車通学の児童に関しての対応って、個別対応ってことだったんですけど、例えば、この今、東陽小学校で見ると、恐らくバス停はそう遠くないんですけども、待ってる時間が結構あって、むしろその時間のほうが大丈夫かなっていう。時々通過するとまだ待ってる。日陰で一応、例えば、軒下でだとか。軒下にも結構な時間待ってるので、一概に移動手段が何って判断よりも、下校後、自宅までどのような時間をたどって着くかっていうところを考慮しないとイケないかなっていうふうに思ったのが一つ。あと、それは質問なんですけど、もう一つは、4つの地域自治のほうで、もう区予算として立てられて、クーラーが確保されたってということですか。どういった理解をしたらいいですか。

○教育長

はい。これは、いいですか。

○教育総務課

バス停自体が道路上にあって、そこへ日陰という部分は、施設的な対応ができない。ただ、学校のほうで日傘はOKですよと推奨してることもありますので、待ち時間がある場合は日傘等で対応していただくのが一番効率的かなと。もう一つが、自治区予算のほうで、ネッククーラーを個人的に持ってくる子が多いので、

試行的に千郷、八名で下校用に冷凍庫を配備して、下校時に冷たいネッククーラーをしていけるようにということで、冷凍庫のほうもレンタルで対応していただくというのが令和8年度の予算に、要求されている状況です。お話があったのは八名と千郷と東郷。

○教育長

東郷は、西、東。

○教育総務課

東郷は、距離的に西は学区が小さいので、東が、川路の子たちが40分ぐらい登校にかかるということで話は聞いておりますが、協議が上がってきてないので、東郷自治区は予算的には要求をされてないんじゃないかと思います。すいません、あと、4つ目が思い出せず、事前協議、相談はありましたが、予算としては確か2つの自治区から。

○教育長

何か私が聞いたのは、4つの学校って聞いた記憶があるのでということです。

バス通学なんですけれども、今、東陽小の例を挙げられました。私がイメージしたのは、このバスはスクールバスだと考えると、例えば、作手小学校でいうと、もう運動場の横にスクールバスが4台待機しています。そこに行くだけで家の近くまで送っていきますので、家の近くのバス停からもう家に帰るだけというのが、鳳来寺小あたりでも、そういう可能性がある。あるいは、黄柳川小あたりでも、そういう可能性がある。学校によっては待ち時間はほとんどなくて、そしてバス停から家までも、もう本当に僅かな時間で行ける。そういう場合は、わざわざ学校に保護者に迎えに来ていただく必要はない。ただ、東陽小の場合のようにバス停で待っていると、そういうことがあれば、それは各学校で個々に判断していただいて、保護者に迎えに来ていただく必要があると思います。

○職務代理者

よろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育委員

まず、このように新城市の小中学校における熱中症特別対策についてしっかり基準を作ってやっていく方法は、とてもいいことだと思います。その中の手だてに、ネッククーラーを渡しますというところがありました。4つの学校では今年から地域自治区の予算を使っていくというお話があったわけですが、地域自治区によって、やるところとやらないところがあると差ができてしまいます。やはり教育の環境が地域によって違いがあるようなことは、できるだけしたくないと思います。したがって、もしその4校がやるとしたならば、他のところも何とか補正予算などで対応をしていただくなどして、どこも同じような環境でやれるようにしていただきたいと思います。特に、ネッククーラーについては、そう高いものでなくて用意できるのだったら、冷蔵庫とネッククーラーをセットで用意することもありかと思いました。ご検討よろしく願います。

○職務代理者

市内小中学校一律が大事だと思いますので、私のほうからもお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○教育委員

前日の6時までに学校に各家庭通知ってことだったんですが、たしか気象庁、気象協会の気温、天気の記事が朝5時、昼11時、夕方5時の3回日中あると思うんですけど、家庭によっては前日の夜6時に「明日は学校は休みです」って言われると困ってしまう家庭も、恐らく多いのではないかと。児童クラブもありますけど。と考えると、例えば、もう一段階上げて、給食のことも考えると11時の発表の時点でもう決めてしまってもいいんじゃないかなって。すると、家庭のほうもある程度、午前中に分かってくれば対応ができる家庭も多いでしょうし、11時までについていうとフードロスにも何とかって考えると、夕方ではなくて午前11時発表時点の翌日の気温、気候を見て決めてしまってもいいのではないかなって少し思いました。

○教育長

ありがとうございます。もしそういうことであれば、18時を11時にする。②のほうも14時を11時にするぐらいの早め早めの情報提供。仮に間違っているかもしれないけれども、子どもの命を最優先に、保護者の対応のしやすさ、そこも考えて対応させていただくといいと、ご意見をお聞きして思いました。

○教育委員

はい。例えば、給食の確保なんか、ほかの自治体見ると、台風的时候は二日ぐらい前に給食なしにして、結局来なかったでしょってなっても、お弁当を持って登校させてたりするので、それはやむを得ないのかなっていう気もするので、財政とフードロスと子どもの命っていうのを全部統括すると、ちょっと勇み足であっても、早めにちょっと決断を出してしまうのは致し方ないというか。あまりギリギリよりは。例えば、親御さんが仕事してる午前中のうちに、決断を出しておいてもらえば、ごめん、ちょっと明日、子ども休みになったっていうのも職場に言いやすかったりするんで、なるべく早め早めのほうがいいのかなっていうのは思いました。

○職務代理者

できるだけ早期対応ができるような配慮をお願いしたいと思います。

私のほうから1点よろしいですか。教育長からの校長先生方へ熱中症特別対策（案）が出された四角の中。対策①の最高気温37度の基準は何だろうかと思っていました。教育長の話から、新城での最高気温であることが分かりました。今、考えたのは、熱中症の警戒アラート、これは文部科学省が熱中症に対してどうあるべきか、学校対策の一つの基準になると思います。対策①を、最高気温ではなくて、環境省と気象庁が発表する熱中アラート、つまり、暑さ指数33度以上の場合には臨時休校を検討します。対策②で登校してから熱中症警戒アラートが出された場合は、下校を見合わせ、児童生徒は学校内の冷房のある教室で待機します。つまり、基準を明確にしとけば、そのほうが保護者に分かりやすく、伝わりやすいと私は思いますが、いかがでしょうか。

○教育長

今のご意見をもっと端的にすれば、②ということですね。

○職務代理者

①で登校前に臨時休校を検討するという趣旨②で登校した後に熱中アラートが出る場合がある、そのときには待機させるという趣旨で対策①、対策②を分けると、そういう意味です。

○教育長

検討するということを伝える必要がありますかね。

○職務代理者

「検討する。じゃなくて、「臨時休校とする。」でもいいです。登校前に、熱中症警戒アラート33以上と予想される段階で臨時休校しますという明確な基準をはっきり出す。子どもが登校した後、熱中症警戒アラート33以上が出た場合は待機をする。その基準を熱中症警戒アラートの数値ではっきりさせたほうが文部科学省の基準にも合うし、分かりやすいと思います。

○教育長

もう一回文言を、①の部分を書いていただけますか。

○職務代理者

環境省と気象庁が発表する熱中症警戒アラート、暑さ指数が33度以上と予想される場合は、臨時休校とします。

○教育長

承知しました。つまり、最高気温37度というのではなくて、もうこの時点で暑さ指数33と。

○職務代理者

そうです。

○教育長

そう訂正するということですね。

○職務代理者

熱中症アラートに基準を合わせるということです。

○教育長

その問題点は、かなり休校が多くなることです。

○職務代理者

なるほど。

○教育委員

すいません。私ちょっと気象予報の勉強してたことがあるんですが、熱中症警戒アラートは、子どもが登校してから発表されることはまずないです。前日の夕方5時か、当日の朝5時か、どちらかなので、子どもが登校した後に警戒アラートが出ることはないです。どこの自治体も前日の夕方5時の発表の天気予報か、当日の朝5時の発表で出すときは、出します。

○教育長

もう一つおそれるのは、今の①の基準にしたときに、多分令和7年度だと30回以上あったと思います。かなり多いです。熱中症警戒アラートということで暑さ指数が33、これは結構多いんですね。もうこの時点で休校にすると、かなりの数休校になるということです。

○職務代理者

「臨時休校を実施します。」と言いましたが、最初は「検討します。」という言葉を使わせてもらいました。これは文部科学省から出ている熱中症に対する言葉です。教育長が言われるように、臨時休校とするとなると、かなりの学校が確かに休みになる心配があるし、今、委員も言われた午前中には熱中症警戒アラートが出ないってということだと非常に難しいですね。了解しました。

○教育長

今のに合わせて考えると熱中症警戒アラートは、もう頻繁に出るんです。今、国が定めてる熱中症特別警

戒アラート、これは愛知県下すべての観測所で35以上ということなので、そのうちの一つが稲武にあるので、稲武で気温で言うと36～37度いくとときにしか休校にはならないんです。つまり、今の県の規定だと多分子どもの命は守れないという、そういうところからきています。

○職務代理者

了解しました。

○教育委員

ごめんなさい。ちょっと何かばかな質問で申し訳ないんですが、例えばですね、例えば、保護者が通学路当然分かっていて、昨日帰ってくるのも、すごくつらい思いをしたとか、保護者の判断っていうのもあると思うんですけど、その場合、学校に本日こんな天気ですので、学校お休みしますって言った場合は、当然今のところでは欠席になるじゃないですか。今後、多分こういう対応も、例えば、インフルエンザみたいに出停とは言わないですけど、欠席扱いにならないとか、そういったことも対応として変えないといけない、いけないとなる場合もあるかなっていうふうに、ちょっとふと思ったもんですから。発言してみました。

○教育長

今の学校の体制では判断できないですね。

つまり、保護者がちょっと暑そうだから、子どもを行かせません。それは出停には通常はなりませんので。

○教育委員

やっぱり欠席。

○教育長

今の状況では。

ただ、もうそういう状況にこれからなり得る、中にいますからね。

○教育委員

はい。

○教育長

新城市にも熱中症の対応を何とかしてほしい、バスも走らせてほしい、そういう要望はあるんで、今後、もあり得るんですが、今の体制ではそういう状況を認めるというわけには、いかないってことですよ。じゃあ、みんなそうなっちゃいますよっていう、そういうことなんですけどね。もう一つは、昔ほど欠席日数、出席停止日数問わなくなった。高校の調査書にも出停、欠席は入れないよね。

○学校教育課

はい。入りません。

○教育長

ということですので、何も影響しないよというところではあります。

○教育委員

うん。

○職務代理者

ネッククーラーがいいのか、冷たいタオルとか、保冷剤とかがいいのか、ちょっと検討をしていただけるとありがたいと思います。

○教育委員

よろしいですか。中身的には、いろいろご検討をさせていただいたところだと思います。保護者や校長さん

たちに知らせるにあたっての文書ですが、この発出のものは教育委員会の名前がきつと入ってくるんですよ。この文章を読んで、自分が気になるところ、例えば、保護者の皆様宛だったら、当然主体となるところは、先ほど述べたように入れてほしいと思います。

それから、その文章の4行目です。上から保護者の皆様にはというのがあって、4行目に命の安全にも重大な影響を及ぼす状況となっておりますという文がありますが、自分の命の安全という言い方はあまり使わないのではないかと思います。命の安全を調べると、命の安全教育っていうのはあるのですが、先ほど教育長が、大事なことは命を守ることだと言われたので、安全というのは、なくてもいいと思いました。つまり、子どもたちの健康だけでなく、命にも重大な影響を及ぼすという表現で通じると思いました。

あとは、文章のときに変換で半角になつたり、全角になつたりするところあるので、統一できればいいと思います。

校長先生宛の文は、保護者の皆様宛で文書を出すのなら、こちらも熱中症特別対策についてと入れといった方がいいと思いました。以上です。

○職務代理者

熱中症対策については、次回の総合教育会議にも出ますので、また委員の方、十分検討していただいて、そのときに意見ををお願いいたします。

熱中症の特別対策については以上でよろしいでしょうか。

それでは、伊の令和8年度学校給食費についてお願いします。

○学校給食課長

お願いします。

それでは、令和8年度の給食費についてご協議いただき、ご意見をいただきたいと考えております。

協議事項の概要ですが、令和8年度においても食材費の高騰により、値上げの、給食費の値上げの必要性が生じておりますので、この後、詳細をご説明いたしますが、値上げを判断した検討内容の詳細をご説明させていただき、ご意見をいただきたいと考えております。なお、昨日、給食センターの運営委員会っていうのを開催しまして、同じ内容でご意見をいただきまして、運営委員会としての意見が、給食提供に影響が出ないように給食費の値上げもやむを得ないんじゃないかというご意見をいただいたことを申し上げます。

それでは、資料に沿って詳細を説明させていただきます。

○学校給食課副課長

では、説明させていただきます。本日は、学校給食費単価の改定についてのご協議をお願いいたします。

お手元資料4ページの令和8年度学校給食費についてをご覧ください。

1の給食費単価の改定から説明させていただきます。物価上昇などの影響のため、令和8年度4月から各改定を予定しています。まず、(1)の給食費単価の設定方法ですが、学校給食は、牛乳、ご飯、パン、麺などの主食、おかずである副食の三つの組合せで設定をしています。(2)の給食単価にありますように、センター稼働の令和6年9月から令和7年6月までは、令和6年度の1学期の各学校で設定していた給食費を参考に牛乳などの上昇分を考慮して小学校280円、中学校330円としました。令和7年7月からは、米や食材費の価格高騰により、小学校310円、中学校360円と、それぞれ30円増額をしました。令和8年度につきましては、12月末に学校給食会から令和8年度における主食の価格案が一部示され、今年度同様の値上げが事前に知らされています。このため令和7年度から40円増額し、小学校350円、中学校400円の単価設定としました。

6ページの資料1をご覧ください。

こちらが昨年のもになりますが、牛乳については保護者負担額が示されます。令和8年度についても2月末には示されるものと思われます。参考につけさせていただきました。

次に、7ページの資料2、8ページの資料3をご覧ください。

主食は、資料2のように1食当たりの主食額を算出します。これには資料3にありますように学校給食会の供給単価を反映させています。主食の近年の価格の推移と前年比の価格変動のパーセントを示したものです。表の右側をご覧くださいと前年比が100%を超えており、毎年価格が上昇しているという状況がお分かりいただけると思います。

次に、9ページの資料4をご覧ください。

副食となるおかずの状況ですが、消費者物価指数からも読み取れるように年々上昇しています。実際に仕入れ業者から話を聞くと猛暑の影響で野菜の生育状況がよくなく、一度上がった価格が元に戻ることはなかなか想定しにくいだろう。この右肩上がりの傾向は続くことが考えられます。

11ページの別紙1をご覧ください。

これまで説明した資料1から4までの数値で算定した令和8年度の学校給食費改定案です。考え方としては、12ページの別紙2に小学校分、13ページの別紙3に中学校分が示してあります。12ページの別紙2をご覧ください。小学校分を例に説明させていただきます。まず、ステップ1として、令和7年度の給食費310円の牛乳、主食、副食の内訳を算出します。牛乳①は、資料1にあるように1本68.61円、主食は、資料2のとおり1食当たりの主食の額をそれぞれの金額、食数から算出し、45.37円とします。副食は、1食単価310円から、牛乳の68.61円と主食の45.37円を引いた196.02円となります。ステップ2として、ステップ1で算出した、それぞれの内訳額に、それぞれの物価上昇を掛け、令和8年度の内訳額を算出します。牛乳は、令和8年度用の保護者負担額がまだ示されていないため、8ページの資料3のとおり令和5年度から7年度の価格を比較し、価格等の上昇率を算出、上昇率を1.033としました。主食は、資料3のとおり、令和6年度から12月に一部公表された8年度の価格案を比較し、価格等の上昇率を算出。上昇率を1.346としました。副食は、資料4のとおり食品費目の消費者物価指数を参照し上昇状況を算出、上昇率を1.073としました。ステップ3として、ステップ1で算出した牛乳、主食、副食の令和7年度給食費内訳額に、ステップ2で算出した、それぞれの物価上昇率を掛け、令和8年度の給食費単価改定案を算出しました。牛乳は、68.61円×103.3%で70.87円。主食は、45.37円×134.6%で、61.07円。副食は、196.02円×107.3%で210.33円。これらを合計すると342.27円となります。地場産物利用促進、今後の物価上昇等を見込み、10円未満の端数を切上げ350円としました。13ページの別紙3の中学校分につきましては、別紙2にあります小学校分と同様の算出方法のため、説明は割愛させていただきます。以上のように牛乳、主食の価格上昇実績、消費者物価指数の推移の基、4ページの令和8年度給食費について、にありますように給食費単価改定案を示させていただきました。

続きまして、こちらは協議事項ではありませんが、小学校給食費の無償化について、説明をさせていただきます。

4ページの令和8年度学校給食費についての2をご覧ください。

国による学校給食費の抜本的な負担軽減いわゆる小学校給食費の無償化として、月額5,200円を国が負担する方法が示されました。1の給食費単価の改定で説明させていただいた増額分につきましては、公費

で負担するように調整を進めています。増額分を市で負担するには、議会の承認を得る必要があるため、3月議会での承認をお願いしていきます。承認が得られた際には、増額分を市で補填します。

10ページの資料5をご覧ください。

1は、国から小学校給食費の無償化が示される前の市の方針です。令和8年度4月からの小学校350円、中学校400円への価格改定後も保護者負担額を小学校280円、中学校330円に据え置くため、令和7年度増額分30円、令和8年度増額予定分40円、合計70円については公費で対応することとしていました。2は、令和8年度からの小学校給食費無償化の状況です。令和8年4月からの小学校給食費単価を350円とした場合、国が示した基準である月額5,200円を超過する見込みです。ただし、先ほど説明しましたように当初は保護者負担額増額分70円を公費で対応予定でしたので、国が負担することにより市の負担は70円から減額される見込みです。3は、令和8年度保護者負担額の予定です。公費負担部分は3月議会での承認が必要となりますが、小学校は国の負担の不足分、中学校は令和7年度増額分30円、令和8年度増額予定分40円、合計70円について公費で対応をする予定です。したがって、保護者負担は、小学校0円、中学校はこれまで同様330円となる予定です。令和8年度学校給食費について、給食費単価の改定、小学校給食費無償化の説明をさせていただきました。

つきましては、小学校給食費無償化を踏まえ、令和8年度の学校給食費単価の改定案について、ご協議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○職務代理者

ただいまの学校給食課の説明について委員の方、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○教育委員

ご説明ありがとうございました。物価の上昇などを考えますと、やはり値上げはせざるを得ないんだろうなということを思います。きちっとした根拠をもとにして精査されていると思いますので、値上げについては、保護者の皆様にも理解していただけるかなと思いました。

○職務代理者

物価上昇率の影響で40円増額となることはやむを得ないだろうと思います。それを踏まえて、昨年度、単価改正に伴って増額分をほかの市町村と同様に市で負担していただく。これは保護者にとって非常にありがたいことだと思うし、さらに令和8年度分、値上がり40円ですか、それをさらに公費負担にしていただくのは、保護者負担につながって、さらにありがたいと思いますので、ぜひその方向でお願いをしたいと思います。

ただ、一つ質問で10ページの2、小学校の給食費の無償化の状況、2と3にも関わりますけども、この小学校の保護者負担がゼロとなりますよね。このときの不足分というのは何を想定をされているのかということです。もし、新城市が取り組もうとしているオーガニック食材の地産地消、あるいは特色ある給食に対する値上げのために、ちょっと給食費が足らなくなるから不足分になるよというふうであったならば、中学校でも同じように不足分が関わってくるんじゃないかなとも思ったりするので、この不足分というの何を想定されているんですか、教えてください。

○学校給食課

はい。この不足分につきましては、この資料の10ページの2に記載がございます。

国の基準額というのは、これ月額5,200円と示されております。こちらを本市で350円の給食費を月額に換算をして比較すると、国の基準額では全額賄えないので、不足分と表示してございます。国が示し

た5, 200円で本市の給食が全て賄えるのであれば、市の持ち出しもすることなく対応できるはずだったんですけども、国で月額5, 200円というのが示されてしまいましたので。ただし、この金額内で収める給食を作っていくということは避けたいと考えましたので、不足分を市で補填するようにしたものです。以上です。

○職務代理者

実際に280円徴収する。さらに30円、40円、70円の負担を市からしていただく。さらに不足分があれば市から負担していただく、そういうことでよろしいですか。

○学校給食課

小学校の負担ですと令和8年度に350円を給食費として本来は徴収しなければいけませんですが。

国からもらえるのが350円の必要額に対し1食当たりそこまではいただけないということが分かりましたので、そういう意味合いでございます。

○職務代理者

ほかにいかがでしょうか。

○教育委員

ちょっと確認でいいですか。5, 200円負担してくれるというのは、夏休みは負担はなしということになるのですか。かつては、毎月の集金は夏休みも同じように集めて、最後の3月で調整月という形で行っていたように思います。例えば、そんなに給食費がかからなかったら、少なめに集めるなど、大体見通し立ててやっていくようにしていたと思います。知りたいことは、5, 200円というのは、国としては休業中という8月だけかなと思うのですが、そういうのはカットされて、年間でいうと11か月分ということですか。

○学校給食課

この資料を作った段階で月額5, 200円っていうふうなところだけが示されていて、最近になって問答集が出てきて、そこで11か月分を見ますよというふうなものが示されておりますので、今、委員がおっしゃったように12か月分ではなくて、11か月分掛ける5月1日時点の在籍児童数を国が負担するということを示されております。ですので、11か月分となる見込みです。

ただ、まだ正式には要綱のほうを示されてないのですが、資料でいくと、そんな流れになります。

○職務代理者

ほかにいかがですか。

○教育委員

資料をいくつか添えていただきまして、非常に分かりやすい説明でした。あと、公費負担もあるということで、こうやって物価上昇しておりますので、この改定案は保護者にも受け入れていただけるものだと思います。

ただ、一つ先ほどの協議事項で熱中症対策のことが出たんですけども、恐らく臨時休校というのが増えて、急に給食の対応というのはあると思うんですが、そのときやっぱり食材を廃棄することのないように、それ本当にお願ひしたいと思います。一番それが無駄になると思いますので、早めにそれを手配していただく。あとは、今、非常に真空にして急速に冷凍しておけば、非常によい状態で保存もできますので、そういったところも業者のほうと話をさせていただきながら、本当に無駄のないように、公費を使いますので、そちらのほうもお願ひをしたいと思います。

○職務代理者

よろしいでしょうか。学校給食については、これも総合会議で、教育会議で取り上げますので、そのときにまたご意見をいただければと思います。

日程第4 (1) 報告事項

○職務代理者

日程の第4の報告事項に移らせていただきます。

最初に、アの新城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、学校教育課より説明をお願いします。

○学校教育課

お願いいたします。

資料について、14ページ以降になります。

まず、この計画ですが、いわゆる給特法の第8条に基づいて策定しなさいということをつくっております。16ページにありますが、令和6年度の実績がそこに載せてあります。その実績を基に17ページに目標として中間目標ということで1年ごとに目標設定させていただきました。令和11年には、45時間以下の割合を100%にしなさいということですので、そのような目標が設定してあります。実際にどういうことをやるかっていうことは、17ページの4から書いてありますが、既に市内の小中学校校長先生のリーダーシップの下で、かなり働き方改革のほうを進めていただいております。その中で、来年度以降に変わるものが3点あります。例えば、18ページにありますが、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に一人常設します。これによって大分交渉が楽になるのではないかと考えております。

2点目ですが、勤務時間外の電話対応ですが、今、小学校は17時まで、中学校は18時30分までというふうになっていますが、中学校のほうを30分繰り上げて、18時までというふうにしたいと思います。ただし、鳳来中学校については、中学校が18時までというのは部活動の関わりもあるんですが、鳳来中学校がシスターズスクールをやると、どうしても本長篠駅に着くのが18時ということで、そこからまたバス、電車を使って帰っていく生徒がおりますので、鳳来中学校については18時30分ということで変更なしで考えております。

また、3点目ですが、既に通っておりますが、市内小中学校の30人学級、1、2年生だけですが、そこを拡充させることによって、人を増やしていくということで業務量を減らしていけたらというふうに考えております。

最後、19ページになりますが、今後のフォローアップということで、2月の総合教育会議にも話をかけるんですが、それ以降、毎年この実績をホームページや、この教育委員会及び総合教育会議に報告させていただくと。そこで報告しながらご指導いただけたらこう思っております。あとは、本市における業務の3分類、そこら辺のことも、こういったコミュニティスクールも始まりますので、コミュニティスクールも上手に使いながら周知を図っていきたいというふうに考えております。周知をすることで地域のほうにも協力も仰いでいけたらというふうに考えております。

○職務代理者

これは総合教育会議にも出ますか。

それを踏まえて現時点でご質問、ご意見ございますか。

○教育委員

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等も、その対応についてプロの方をとという部分、これは本当に一番これは大切なことだと思っております。ちょっと質問なんですけど、現時点でスクールロイヤーのような方が対応されているっていう例はあるんでしょうか。

学校がスクールロイヤーなどの専門家を活用できる環境を充実させるっていうことは、大賛成なんですけれども、今時点で何かこういった方が少し活動してらっしゃるっていう例はあるのでしょうか。

○学校教育課

はい、あります。

現在もスクールロイヤーを今度も2校また相談が入ってると思いますので、使っております。

○教育委員

具体的にそういう方はどのような方なんでしょうか。何か資格を持っていらっしゃるのか。

○学校教育課

そうですね。県のほうから派遣されている方になります。

○教育委員

県のほうから派遣されている方。分かりました。

○教育委員

教育委員が今言われたことは、とても大事なことだと思います。スクールロイヤーは教員よりも法律的な知識をたくさんもっていて、適切な助言をいただけると思うのですが、他の地域の状況によると、スクールロイヤーに助言を聞いて対応する限度を超えている案件もあると伺っています。何が言いたいのかというと、新城市も顧問弁護士と契約していると思うのですが、顧問弁護士に重大で難しい案件について、教育委員会からお願いして対応できるような体制に、現在なっているかどうかを知りたいです。スクールロイヤーは、県から年間何時間以内でといった形で派遣されて、最後の解決まで至らない場合もあると思います。現状で結構ですので、新城市はどんな状況なのかを教えてください。

○学校教育課

すいません。自分のほうでは把握はしておりません。ただ、スクールロイヤーにかけるときに、もう早め早めにかけるようにということで、担当指導主事のほうから学校のほうには指導しているのですが、今のところスクールロイヤーのところでは何とか収まっているというところではありますが、顧問弁護士については、ちょっとまた確認をさせてください。

○教育長

顧問弁護士に関わる活用は、教育委員会においては私が知る限りないと思います。

○学校教育課

はい。それもないので。ただ、実際にそういう交渉ができるかどうかは、またちょっと確認をしたいと思います。

○教育委員

ということは、弁護士に相談あるいは対応は難しいということですかね。

○教育長

そういうことです。現段階では。

○教育委員

弁護士に相談あるいは対応してもらえないのはよくないと思います。

○教育長

そのとおりです。

○教育委員

同じ市役所の組織で、弁護士に相談あるいは対応してもらえないとしたら一体性がないと思います。

○教育長

そういえば1件ありました。

確認しておきます。ありがとうございます。

○教育委員

お願いします。

○職務代理者

他の市町村教育委員会を一度調べていただいて、どのような事例があるのか、確認していただけるとありがたいです。

○学校教育課

承知しました。

○職務代理者

今、委員の言われた件に関連して、あすなる教室の連携、充実、さらにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それをどう配置していくのか。それは非常に教員の負担軽減にはなると思います。

○学校教育課

はい。

○教育委員

すいません。ちょっと私の認識不足でいけませんけれども、新城市でスクールロイヤーというのは、いつ頃からそれをやっていただいているのでしょうか。

○学校教育課

スクールロイヤー自体の事業は、もう、ごめんなさい、自分の認識で言うと、何年からってということでは言えないんですけども、かなり前から活用している印象なんですけれど。

○教育委員

そういうことなんですね。

○学校教育課

ごめんなさい。勉強不足で、すいません。自分も、いつからって言われると。

○教育委員

私の認識ですと、教員のそういうストレスを解消するためには、例えば、親からいろいろ中には過激な苦情とか来ると思うんですけど、取りあえず、まず学校に行き、教員がそれを聞いて、少々お待ちくださいということでスクールロイヤーのほうに相談をして、そこから保護者と話をするっていう、今そういうことですよ。話を聞いて。

○学校教育課

はい。

○教育委員

私、それってあまり効果がないのではないかなと。一番理想的な環境というのは、そういう窓口をもう一つぽんつつくって、保護者のほうから苦情であるとか、何かそういう意見をしたい場合は、教員とか学校ではなくて、特別な窓口をつくっておいて、そちらに連絡が行くように。中には学校に連絡してしまう人があると思いますけど、そしたらちょっとかけ直しをしてください。でも、最初の段階からもうプロにお任せしたほうが。でないと、最初の電話を受け取った時点で、私だったらすごいストレスです。それはスクールロイヤーに話をしたりとか、いろいろ説明したりとか。結局、最後までそれが責任感の強い方は特に。それが精神的な負担にもなると思いますので、そういう環境がいいのではないかなと今ちょっと思いました。それをご検討をください。ぜひお願いします。

○学校教育課

ありがとうございました。

○職務代理者

1、2月の行事予定について、報告事項のある事務局のみ説明をお願いします。

○教育総務課

教育総務課から、すいません、2点。来週1月27日になりますが、田原市で教育委員代表者会議と、その後の研修会がございます。1月16日に各委員さんメールでスケジュールが届いていると思いますので、またメールの確認をお願いいたします。

それと、今、会議でも何度かお話がありましたが、2月2日に総合教育会議、午後からありますので、よろしくをお願いいたします。

○生涯共育課

生涯共育課です。1月11日の成人式出席ありがとうございました。当日の参加人数が359人で、当初予定の人数の83.7%の方が出席をされました。会場が工事等のため小ホールに変更しましたが、特にトラブルもなく、または新成人のほうも協力的で、新たに席を設けることもなく全員収容することができました。来年に向けて、また今回あった反省点とか、会場、成人式の名称等についても、また検討していきたいと考えておりますので、皆さん意見がありましたら、またよろしくをお願いいたします。

○職務代理者

今日の議事のほかにご意見、ご質問ありますか。

○教育委員

学校教育課になるのかもしれませんが、今タブレットが更新されているという話を聞きました。タブレットが使われるようになって5年経ち、いろいろな活用をされているかと思います。その活用状況、学校による活用状況の違いなどはあるのでしょうか。はじめは、とにかくタブレットに触れていこうというスタートだったと思いますが、大分使い方が洗練されてきたのでしょうか。5年経ってみて、実態や課題などありましたら、今日でなくても結構ですので、教えていただければありがたいです。以上です。

○職務代理者

次回の教育委員会定例会議が2月19日木曜日の開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、以上をもちまして令和8年1月の新城教育委員会定例会議を終わります。

閉会 午後4時05分